

各所属所長 殿

公立学校共済組合東京支部長
坂 本 雅 彦
(公印省略)

傷病手当金支給に係る事務手続の変更について（通知）

日頃より公立学校共済組合の業務運営に関して、御理解、御協力いただきありがとうございます。

さて、地方公務員等共済組合法第 68 条第 5 項に規定する傷病手当金退職後給付については、的確かつ迅速な給付のため、短期組合員を含む全ての組合員に対して初回の請求書を提出する前に事前審査を行っておりますが、この度、退職後の事前審査の取扱いを下記のとおり一部見直すことといたしましたので通知します。

記

1 添付書類の変更内容

(1) 変更前

「退職後の保険証の写し」を提出する。

(2) 変更後

「退職後の保険証の写し」の提出は不要とする。

2 「退職後の保険証の写し」に係る取扱いの変更理由

退職後の支給に係る継続支給の要件については、地方公務員等共済組合法第 68 条第 5 項において「ただし、その者が他の組合の組合員（他の法律に基づく共済組合でこれらの給付に相当する給付を行うものの組合員その他健康保険又は船員保険の被保険者を含む。）の資格を取得したときは、この限りでない。」と定められているため、これまで「退職後の保険証の写し」の提出を求め、事前審査時に状況を確認させていただいておりました。

しかしながら、令和 6 年 12 月 2 日より、マイナ保険証での受診を基本とした制度に移行され、組合員証・被保険者証（健康保険証）の新規発行（及び交付）が終了しました。

このため、今後は傷病手当金請求書（退職者用）〔用紙 No. 傷病手当 2〕において、医療機関による証明欄で継続して勤務不能である期間等を確認し、勤務不能であることをもって当該期間は他の組合の組合員等ではないと判断することとし、「退職後の保険証の写し」の提出は不要とします。

なお、他の組合の組合員等の資格を取得したときは、その日以後傷病手当金退職後給付は行いません。再就職等をした場合は、速やかにお知らせください。

3 その他

(1) 上記取扱い（変更）は、本通知日から適用します。

- (2) 令和6年12月1日以前に退職した組合員についても同様に適用します。
- (3) 事前審査の添付書類のうち、〔用紙No. 傷病手当4〕及び〔用紙No. 傷病手当5〕の内容を一部修正しておりますので、今後は新様式を使用してください。
- なお、新様式は、公立学校共済組合東京支部のホームページから取得ください。
- (4) 今回の変更内容については、公立学校共済組合東京支部ホームページ上で、福利厚生事務の手引等を修正しておりますので御確認ください。

【問合せ先】

公立学校共済組合東京支部

給付貸付課短期給付担当 沼屋・矢澤

電 話 03-5320-6827 (直通)